

<令和6(2024)年度公募における主な変更点>

**(1) 研究活動の国際性の確保について**

- 研究者の国際的な研究活動を促す観点から、研究計画に関連した国際的な取組（国際共同研究の実施歴や海外機関での研究歴等）がある場合に、必要に応じて研究計画調書に記載できることを明確にしています。
- 科研費の研究成果の積極的な国際発信に努めていただく必要があることを明記しています。

**(2) 研究データマネジメントについて**

- 令和6(2024)年度から、原則全ての研究種目において研究データマネジメントプラン(DMP)の作成を求めます。DMPの作成例等の詳細は交付内定時に示しますので、当該内容に沿って研究課題における研究成果や研究データの保存・管理等を行ってください。